

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和 6 年 12 月 4 日 13 : 30 閉会 令和 6 年 12 月 4 日 15 : 35
2 場 所	委員会室
3 出席委員	吉田克則、七宮広樹、吉田広明、鈴木元久、菊地哲也
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第 1 令和 6 年第 8 回埴町議会定例会の運営について 第 2 その他
8 議事の経過	七宮広樹副委員長開会 吉田克則委員長あいさつ 委員長による進行 第 1 令和 6 年第 8 回埴町議会定例会の運営について (1)町長提出議案等について (委員長が総務課長に説明を求める) (総務課長が資料に基づき議案要旨を説明。最終日に追加議案 3 件予定していることを説明) 委員長：質疑あるか。 副委員長：職員給料表について、大卒程度は 24,100 円増ということだが、当町では今年度何人採用しているか。 総務課長：大卒は 1 人である。 副委員長：宿日直手当だが、日直は土・日は職員が必ず 1 人いるのか。 総務課長：そのとおりである。新庁舎にあわせて日直は廃止するという話もあったが、死亡届等の受付業務を覚えることもあるので継続することとした。日直は、命令者である私以外の職員が行っている。 委員長：埴町子ども・子育て会議条例の一部改正は、上位法律の改正によるものがあるがその関係について。庶務の条文は上位法律とは違うと思う。関係が分かる提案の仕方・説明を望む。 総務課長：承知した。 鈴木元久委員：工事請負契約の締結で入札参加が 3 者と説明あったが、業者名は。 総務課長：本会議においてまち整備課長からも説明あると思うが、参加業者は「三金興業株式会社」「日本住宅株式会社郡山支店」「藤田建設工業株式会社」である。 委員長：総務課長からの説明を終了する。 (総務課長退室) (2) 一般質問について (委員長が事務局に通告者 9 名の内容説明を求める) 事務局長：質問事項を読み上げるので、事務局作成の通告一覧及び各議員から提出

された通告書をご覧いただき確認いただきたい。(通告一覧を読み上げる)

委員長：意見あるか。

(委員間で協議し、質問内容の修正等を行った)

委員長：休憩する。(15:06～15:20)

委員長：休憩前に続き会議を開く。

(3) 請願・陳情等について

(委員長が事務局長に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

(4) 諸般の報告について

(委員長が事務局長に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

(5) 会期・日程(案)及び会期中の委員会について

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明。会期日程について2つの案を提示)

事務局長：会期日程2つの案について、意見あるか。

吉田広明委員：案1の会期5日間(本会議3日)がよい。

副委員長：案1がよい。

菊地哲也委員：案1でよい。

鈴木元久委員：案1がよい。

委員長：案1に決定する。

委員長：委員会の日程は。

(事務局長が、1日目の本会議終了後に開くことを説明)

第2 その他

委員長：その他あるか。

(事務局長が、事務局からは特になしを説明)

副委員長：風力発電がそろそろ始まるようなので、議員が町民から聞かれたときに、ある程度統一した見解で発言できるように業者から聞き取りをしてはどうかと思っているが、議長に聞いたところ、民間企業なのでそれは難しいとのこと。個人的に社員等と呼んで聞き取りするのはどうか。

議長：呼ぶことはできない。調査権限が民間企業には及ばない。個別に聞いたことを情報共有するしかないのではないかと。共通認識は持っておいた方がよいと思うので、資料等を人数分確保することを考えたい。

吉田広明委員：発電が開始されれば固定資産税が賦課されるので、その情報はひろえるのではないかと。

議長：発電開始は2年後である。現在は道路関係のみの工事である。

副委員長：水元？東河内？の太陽光が間もなく完成になるようである。地元住民は施設を見せてくれるよう申し入れをしているようだ。そのときに、議員も見た方がよいと思うが。

議長：見学するのは問題ない。申し入れして、相手方から了承を得れば。

鈴木元久委員：個人的に見学に行くのではなく、議員として見ておく必要があると

思う。

委員長：今日は議会運営委員会なので、全員協議会の場で話し合った方がよい。

委員長：日程第2を終わる。他ないので終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長